

(様式2)

随意契約の結果の公表

部局名：出納局

| 契約の名称又は品名・数量等                 | 契約日       | 契約の相手先の名称及び所在地                             | 契約金額(円)   | 地方自治法施行令の適用条項    | 随意契約とした理由  | 所管部課の名称 | 備考                            |
|-------------------------------|-----------|--|---|------------------|--|---------|-------------------------------|
| 財務会計システムの運用支援等に関する業務の委託       | 平成28年4月1日 | 富士通株式会社 山陰支店<br>支社長 山下彰<br>松江市学園南二丁目10番14号 | 12,429,115  | 167条の2<br>第1項第2号 | 財務会計システムは、行政パソコンと富士通製のホストコンピュータ及びサーバーをシンクライアントシステムを介してネットワークで接続したオンラインシステムとして、県と富士通との共同で開発し、運用しているシステムである。<br>このため、富士通固有のオペレーティングシステム及びプログラミング言語が使用されており、その知識を有するシステムエンジニア(SE)でなければ運用業務を処理することができない。<br>また、オンラインシステムは、ハードウェア、アプリケーションソフトウェア及びネットワークの集合体として機能するものであるため、障害発生時等は運用SEのみでなく組織的な即応体制によって問題の解決に当たることができる業者でなければならない。<br>また、財務会計支援システムは、財務会計システムとのデータ連携を主たる目的として、物品管理システムは財務会計システムに機能追加する形で、財務会計システムを熟知している富士通が開発し、運用しているシステムである。それぞれのシステムを安全かつ確実な運用を行うためには、このシステムを開発した業者でなければ行うことができない。<br>よって、県の情報通信システム全般に関与している富士通以外に目的の達成はできない。 | 出納局会計課  |                               |
| 島根県財務会計の電子計算機処理に係るOCR処理業務等の委託 | 平成28年4月1日 | 株式会社山陰合同銀行<br>取締役頭取 石丸文男<br>松江市魚町10番地      | OCR関係証券の処理業務(1枚あたりの単価)<br>18<br>財務データの作成業務(1月あたりの単価)<br>150,000 | 167条の2<br>第1項第2号 | 島根県指定金融機関等事務取扱要領第33条の規定により県公金の収納データは指定金融機関が作成することとなっているので、(株)山陰合同銀行以外の者に本業務を委託することはできないため。   | 出納局会計課  | 単価契約。<br>予定調達総額<br>9,136,800円 |

| 契約の名称又は品名・数量等         | 契約日       | 契約の相手先の名称及び所在地   | 契約金額(円)  | 地方自治法施行令の適用条項    | 随意契約とした理由  | 所管部課の名称  | 備考                   |
|-----------------------|-----------|--|--|------------------|--|----------|----------------------|
| 島根県公金に係る電子収納情報中継等業務委託 | 平成28年4月1日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ<br>代表取締役社長 岩本 敏男<br>東京都江東区豊洲3-3-3       | 月額料金<br>基本料金<br>125,000<br>電子申告連携<br>40,000<br>コンビニ連携<br>10,000<br>収納情報中継(1件)<br>15<br>コンビニ中継(1件)<br>2 | 167条の2<br>第1項第2号 | 島根県公金に係る電子収納情報中継等業務提案競技において、本契約先が提案に係る機能及び利用料金を主要項目とする評価においてもっとも優秀な提案であると認め、各種導入試験を経て本県の財務システムとの連携を図ったものであり、当該事業者のみが業務を行うことができる。 | 出納局会計課   | 予定調達総額<br>4,021,920円 |
| 金融機関経営状況調査顧問業務        | 平成28年4月1日 | 有限責任監査法人トーマツ<br>包括代表 観恒平<br>東京都港区港南2丁目15番3号<br>品川インターシティ | 1,620,000  | 167条の2<br>第1項第2号 | 当該監査法人は経営状況調査等を通じ調査対象金融機関のデータを多年にわたり蓄積しているため、経営状況の変化や金融機関としての存続性の評価に関し信頼性が高いこと、及び他の監査法人が新たに分析業務に取り組む場合に比べて経費が少なくてすむため。           | 出納局審査指導課 |                      |
| 資金管理システム運用支援及び機器保守業務  | 平成28年4月1日 | 株式会社テクノプロジェクト<br>代表取締役 吉岡 宏<br>松江市学園南2丁目10-14            | 1,080,000  | 167条の2<br>第1項第2号 | 「資金管理システム」の運用支援及び機器保守業務については、システム内容に精通している「資金管理システム」の開発業者である当該業者と契約する必要がある。  | 出納局審査指導課 |                      |